

愛南グリーン・ツーリズム推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「愛南グリーン・ツーリズム推進協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目 的)

第2条 この協議会は、愛南町におけるグリーン・ツーリズムを推進し、もって当地域の振興に寄与することを目的とする。また、賛助会員は、協議会の趣旨に賛同し、財政的に支援することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) グリーン・ツーリズムの啓発・普及に関すること。
- (2) グリーン・ツーリズムの担い手の育成に関すること。
- (3) グリーン・ツーリズムの活動支援に関すること。
- (4) その他、目的達成のために必要な事項。

(会 員)

第4条 協議会の会員は、この会の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。但し、事業実施にあたり必要な場合は、個人または団体を賛助会員とすることができる。

(入 会)

第5条 会員として入会する者は、会長が別に定める入会申込書により、入会金を添えて会長に申し込むこととし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会 費)

第6条 会員は別に定める会費及び賦課金を納めることとする。

- (1) 必要に応じて負担金を徴収する。
- (2) 賛助会員の会費は、個人の場合は1口1,000円以上、団体の場合は1口5,000円以上とする。
- (3) その他、会長が特に認めときは、会費を免除することができる。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡もしくは会員である団体が消滅したとき。

(退 会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(役 員)

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 2名

(役員を選出)

第10条 会長、副会長、会計、監事は、総会において選出する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1年とする。ただし再選は妨げない。

(役員職務)

第12条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 会計は、適切に出納管理を行う。
- 4 監事は、事業及び会計を監査する。

(総会)

第13条 この会の最高議決機関として総会をおき、毎年1回会長がこれを召集する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

2 総会は、次の事項を審議、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 役員を選出に関する事。
- (3) 事業の推進に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) 会費の徴収に関する事。
- (6) その他協議会の運営に関する重要な事項。

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、賛助会員は議決権を有しない。

(役員会)

第13条の2

役員会は、第10条に定める役員及び各部会長により構成し、会の運営等に関わる審議を行い、必要に応じて会長が招集する。

(部会等)

第14条 協議会に、特定の事項を協議する部会等を置くことができる。

2 部会等の運営については、会長が別に定める。

(経 費)

第15条 協議会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、事務局を愛南町農業支援センター内に置き、所

長補佐が事務局長を兼ねる。

(地域協議会が解散した場合の地位の継承)

第18条 地域協議会が解散した場合には、愛南町にその地位を継承するものとする。

(賛助会員の特典)

第19条 賛助会員の特典は、次の各号による。

- (1) 協議会の主催行事等で、会員割引や会員優先などの特典を受けることができる。
- (2) 協議会が発行する印刷物や総会資料等、活動状況が把握できる資料の提供を受けることができる。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年 5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年 6月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年11月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年 5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年 4月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年 4月30日から施行する。

協議会役員

会 長	濱本 恵子
副会長	梶田 修二
会 計	若木 瑞
監 事	曾我部 盛男
監 事	赤松 重厚